

## 公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟

### 事務局組織規程

#### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟（以下「この法人」という。）の定款第59条の規定に基づき、本法人の事務局の組織について定めることを目的とする。

#### (事務局の組織)

第2条 本法人の事務局に、次の2係を置く。

総務会計係

業務係

2 総務会計係及び業務係の分掌事務は、別表に定めるとおりとする。

#### (職制)

第3条 事務局に事務局長及び係主事を置く。

#### (事務局長)

2 事務局長は、事務局の事務を統括する。

3 事務局長の任免は、理事会の承認を経て会長が行う。

4 会長は、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局長代理を指名することができる。

5 係主事は、事務局長の命を受けて、係の所掌事務を整理する。

#### (その他の職制)

第4条 事務局に必要ながあると認めるときは、前条に規定する職制以外に、非常勤の嘱託及び臨時雇用職員を置くことができる。

2 職員の任免は、会長が行う。

3 事務局職員の職務は、会長の承認を経て、事務局長が指定する。

#### (補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、一般社団法人日本ペタンク・ブール協会の設立の日から施行する。(注:平成23年6月1日より「公益社団法人日本ペタンク・ブール協会に名称変更)

#### 附 則

この規程の改正は、平成26年3月15日から施行する。

## 別表（第2条関係）

係名	分掌事務
総務会計係	社員総会、理事会その他の会議に関すること。 定款及び規程類の制定改廃に関すること。 人事及び福利厚生に関すること。 報酬、給与及び旅費に関すること。 公印の保管に関すること。 文章の接受、発送及び保存に関すること。 事務局の組織に関すること。 都道府県協会、国際連盟等との連絡調整に関すること。 情報公開に関すること。 収支予算及び決算に関すること。 収入及び支出に関すること。 資金計画の策定及び資金の調達に関すること。 契約に関すること。 現金、預金及び物品の出納に関すること。 資産の管理運用に関すること。 前各号に掲げるもののほか、他の係の所掌に属しないこと。
業務係	事業の企画、調査及び実施に関すること。 会員登録及びライセンスの発給に関すること。 指導員及び審判員の資格認定に関すること。 海外派遣に関すること。 競技規則に関すること。 機関誌の発行に関すること。 広告の掲載に関すること。 ホームページに関すること。 補助事業の申請に関すること。 アンチドーピングに関すること。